

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 村山苑

村山苑の基本理念

社会福祉法人村山苑の基本理念は、村山苑が福祉サービスを必要とするすべての人々に、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢および心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことの出来る福祉サービスを提供することである。

この理念の根底にあるものは人間愛であり、それに基づく社会的公正と人権擁護の実現を目指し、必要とする者に必要な福祉サービスを提供し、共に生きてゆこうとする志である。

目 次

I	平成31年度事業計画	1～
	運営施設（事業）一覧	4～
II	事業経営	
	1 介護保険事業	6～
	(1) ハトホーム	8～
	(2) ハトホーム在宅サービスセンター	9～
	(3) ほんちょうケアセンター	10～
	2 生活保護施設事業	13～
	(1) 村山荘	13～
	(2) さつき荘	16～
	(3) むらやまえん生活相談所	19～
	3 保育事業	19～
	(1) つぼみ保育園	21～
	(2) ふじみ保育園	23～
	(3) ほんちょう保育園	24～
	(4) ひよし保育園	27～
	4 障害福祉サービス事業	29～
	(1) 福祉事業センター	30～
	5 生活困窮者就労訓練事業	35
III	法人共通事項	35～
	1 リスクマネジメント体制確立への取組みと苦情対応	
	2 福祉サービス第三者評価の受審	
	3 地域への取組み	
	4 職員研修及び福利厚生	
	5 情報公開（HP・広報誌）	
	6 年間行事等予定表	39～
	7 法人建物設備整備、資金積立計画	41～
	社会福祉法人村山苑 倫理綱領と行動規範	43

I 平成31年度事業計画

先ず、村山苑における経営の基本となる基本理念と、基本理念に基づく法人内各施設の基本方針、及び法人が規定する倫理綱領、行動規範の周知徹底を挙げておきたい。

法人事業の安定的な継続を図るためには人材確保が喫緊の課題となっており、今年度は外国人留学生派遣の活用を手始めに外国人労働者の雇用について具体的な検討を始めたい。また、在職職員の定着に努めることも重要であることから、働きやすい職場環境の改善を図るほか、職員の意見を聞きながらの研修計画を立て、個々のスキルアップ体制を充実させる必要があると思っている。確保にあたっては、引き続き、養成校等への積極的な働きかけをはじめ、作成したPR動画やフェイスブック、ユーチューブ、ホームページなどの宣伝媒体を有効に使用していきたい。実習校のみならず近隣高等学校や大学、また東村山市内地域の方と普段から交流を深め、法人・施設を理解してもらう機会を多く設けていくことで人材の確保に繋げていきたい。

利用者支援については、今年度も引き続き「村山苑虐待防止ブック」を基に、利用者に対する虐待防止の取り組みを行っていく。「不適切な支援は虐待にあたる」という観点から、職員自らの自己評価を行い、率直に話し合える職場環境・風土づくりに更に力を入れたい。苦情対応については、利用者・保護者からの意見・要望が出やすい環境を整え、出された意見（苦情）・要望には真摯に耳を傾け、適切に対応していく。虐待防止、苦情対応、事故防止は関連していることから、他法人や法人内他施設との交換研修等を行い、また、実習生や見学者など、外部の目を入れることも、利用者サービスの向上に重要なことと思っている。

施設設備整備としては、今年度からハトホーム「北館大規模改修及びプライバシー保護改修工事」が始まり、また東京都代替施設を利用した「ハトホーム南館等建替事業」が本格始動することになる。3年にわたる大事業であるので、法人各施設の協力を得ながら進めていきたい。

1. 法人体制

ハトホーム南館等建替に伴い、本部事務所や生活相談所の移転があるため、法人事務局の体制を見直し、より施設との情報共有を緊密にし、事務処理の効率化を図っていきたい。また、昨年度から導入している会計監査人の内部統制に関する助言も参考にしつつ、法人全体の事務処理体制の再構築を検討したい。

また、生活相談所は、救護施設との連携はもとより、東村山市内法人連絡会の「暮らしの相談ステーション」窓口として、法人の地域公益活動の拠点としていく。

2. 介護保険事業

平成31年度は、消費税率引き上げ及び新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善等における介護報酬改定が予想されるも、事業の収益増への期待は薄い。そうした中でハトホームの北館改修、南館の建替えとそれに伴う施設の分割は、法人始まって以来の大事業であり、資金の確保、人材の確保を確実に実行しなければならない。そのためには、職員一人ひとりにまで現状と今後の事業目標を周知して理解を得、法人施設一丸となって取り組んでいきたい。また、各サービス拠点の稼働率・利用率を上げるため、非常勤職員を含むすべての職員の質の向上を図るための研修を実施するとともに、業務の効率化を進めるため、助成金を活用し新規支援ソフトの導入を検討する。

利用者サービスにおいては、特に虐待防止の体制の検証を確実にを行いながら、職場内研修を継続していく。

3. 生活保護施設事業

救護施設については、平成29年12月15日の社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」において、「様々な障害や生活課題を抱え、居宅生活が困難な生活保護受給者を適切に支援するという役割を担っている保護施設の施設体系については、関係者の意見も十分に聞いた上で、更に検討すべきである。検討に当たっては、入所者の特性に応じたサービス提供機能を強化するため、入所中の者の他法施策の利用や退所後の利用者への支援機能の強化、福祉事務所の役割の発揮・広域調整のあり方、適切な日常生活支援を行う無料低額宿泊所等の将来的な制度的位置づけとの関係整理などの課題も含めて議論を深めるべきである。」としている。村山苑の2施設では、積極的に地域社会におけるセーフティネット施設の役割を果たすため、個別支援計画に基づき、利用者の地域生活移行支援の強化と、他種別施設への移管に取り組み循環型の施設としての機能を強化していく。

4. 保育事業

平成30年4月から導入された「新保育指針」に基づき、保育4園が共通の「たくましく」の保育目標の下、時代が要請する新たなニーズにしっかりと向き合い、保育並びに保護者支援と共に地域の子育て支援にも関与していきたい。保育士等の処遇改善では制度改革の趣旨を十分に踏まえ、指定研修の受講等でより実効性のあるキャリアアップに向けた取り組みを行う。また、今年度から宿舍借り上げ支援やICT化を進め、保育従事者の確保、定着

No.	施設名	業種	概要
2	ハトホーム 在宅サービス センター	老人福祉法に基づく 高齢者在宅サービス センター 介護保険法に基づく 通所介護事業	開設日 平成9年10月1日 定員 1日25名 職員数 正規職員5名 非常勤職員7名 土地面積 8,403.59㎡ 建築物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟 4,335.72㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根・アルミニウム板葺平家建 1棟 2,180.55㎡ コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建 2棟 66.60㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟 539.86㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1棟 191.60㎡
3	ほんちょう ケアセンター	老人福祉法に基づく 高齢者在宅サービス センター 介護保険法に基づく 通所介護事業 介護保険法に基づく 訪問介護事業 介護保険法に基づく 居宅介護支援事業 独自ショートステイ事業 東村山市シルバーケア本 町LSA業務受託事業	開設日 平成23年4月1日 定員 通所介護30名 独自ショートステイ5名 職員数 正規職員8名 非常勤職員10名 登録ヘルパー7名 LSA 4名 土地面積 2,533.13㎡ 建築物 鉄筋コンクリート造 2階建 1棟のうち 484.7㎡
4	村山荘	生活保護法に基づく 救護施設	開設日 昭和36年6月1日 定員 100名 職員数 正規職員42名 非常勤職員15名 土地面積 5,424.70㎡ 建築物 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 1棟のうち 1,707.57㎡ 鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建 1棟 732.76㎡
5	さつき荘	生活保護法に基づく 救護施設	開設日 昭和57年4月1日 定員 50名 職員数 正規職員29名 非常勤職員11名 土地面積 2,672.95㎡ 建築物 鉄筋コンクリート・鉄骨造・陸屋根2階建 1棟 1,388.91㎡
6	むらやまえん 生活相談所	社会福祉法第二条第 3項の第一 第二種社会福祉事業	開始日 平成25年12月1日 職員数 正規職員3名(兼任)

No.	施設名	業種	概要
7	つぼみ保育園	児童福祉法に基づく 保育所	開設日 昭和44年5月1日 定員 195名 職員数 正規職員34名 非常勤職員28名 土地面積 3,580.44㎡ 建物 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛 メッキ鋼板葺2階建 1棟 1,508.84㎡ 鉄筋コンクリート造コンクリート 屋根平家建 1棟 6.05㎡
8	ふじみ保育園	児童福祉法に基づく 保育所	開設日 昭和55年4月1日 定員 100名 職員数 正規職員21名 非常勤職員15名 土地面積 1,120.29㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1棟 719.04㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 1棟 10.00㎡
9	ほんちょう保育園	児童福祉法に基づく 保育所	開設日 平成23年4月1日 定員 100名 職員数 正規職員23名 非常勤職員19名 土地面積 2,533.13㎡ 建物 鉄筋コンクリート造 2階建 1棟のうち 1,228.82㎡
10	ひよし保育園	児童福祉法に基づく 保育所	開設日 平成28年4月1日 定員 65名(改築後8/1～80名) 職員数 正規職員16名 非常勤職員7名 【8/1 移転改築予定】 土地面積 970.03㎡ 建物 コンクリートブロック造 1階建 1棟 305.45㎡
11	福祉事業センター	障害者総合支援法に 基づく 障害福祉サービス 事業	開設日 昭和53年4月1日 定員 就労移行15名・就労継続B型65名 職員数 正規職員13名 非常勤職員10名 土地面積 5,424.70㎡ 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 1棟のうち 1,598.37㎡
12	全事業所	認定就労訓練事業所 及び 「はたらくサポート とうきょう」事業	生活困窮者就労訓練事業 認定日 平成29年3月24日 事業所 村山荘・ハトホーム・さつき荘 つぼみ保育園・ふじみ保育園・ひよし保育園 ほんちょう保育園・ほんちょうケアセンター 「はたらくサポートとうきょう」 全事業所

Ⅱ 事業経営

1 介護保険事業

【基本方針】

2019年度はハトホーム北館の大規模改修、南館の増改築工事等の本番を迎え、慌ただしい1年になると思われる。南館の増改築のため、約半数の入居者、職員が清瀬市の代替施設に引越し、施設も2つに分割されることになる。現在地のハトホームと清瀬市の代替施設とに2分割されるにあたり、最大の課題は人材確保である。とりわけ介護職員の不足は深刻である。人材確保については法人本部と連携し、外国人も含めこれまで以上に幅広く求人活動に力を入れたい。

事業継続を可能にする健全経営を目指し、どこに力を集中し何を見直さなければならぬか、限られた予算・財源を適正に配分することなど早急に検討すべき課題である。

村山苑の高齢者事業は厳しい経営状況のもと、職員一人一人の努力や頑張りが施設を支えていると言っても過言ではない。こうした職員を評価する仕組みを構築することが大切である。また、現在高齢事業所内に介護プロフェッショナルキャリア段位制度におけるアセッサーが5名おり、キャリア段位制度のレベル認定を評価の指標に加えることも必要だと考えている。

介護保険事業における人件費割合をどのように考えるか。少なくとも現在の70%を超える人件費割合を60%台にすることが当面の必達目標である。とりわけハトホームは大規模改修、南館の増改築を控えている。増改築に伴う代替施設の賃料や今後借入金の返済なども発生することを考えると、可能な限り加算を取得して収入を増やすことはもちろんだが、限られた財源をどのように配分するかが重要である。

高齢事業は競争が激化している分野である。それだけに何を特徴とするかが問われている。昨年度から法人内在宅系事業所は個別機能訓練加算やADL維持加算を取得し、少しでも長く在宅生活が継続できるよう生活リハビリを取り入れてきた。今年度はさらに継続・発展させていきたい。また、一人一人の利用者が自らの役割等を実感でき、尊厳のある人生が送れるよう支援していきたい。

入所系事業はハトホームが2分割されることもあり、組織体制、サービス内容等も含め大きく変わるチャンスであることを意識し、取り組んでいきたい。

【介護保険事業運営方針】

30年度介護保険制度見直しは、介護保険の維持・持続可能な制度にするため、一定以上の所得のある人の利用者負担割合を平成30年8月に2割から3割に引き上げる事を決めた。また、病院ベッド数の削減を目的に今後廃止される「介護療養病床」を「介護医療院」へ転換すること、総報酬制の導入（40歳から64歳の人が支払う介護保険料を収入が高くなるほど負担額も増える仕組み、平成29年8月から段階的に実施）など、介護保険の見直しが行われた。

30年度介護報酬の改定は0.54%のプラス改定ではあるが、報酬増に結び付けにくい程度の改定である。また、村山苑の在宅系サービス、とりわけ通所サービスはサービス提供時間の検討や身体介護より生活援助が多い訪問介護への対応など検討が迫られることになった。

厚労省が発表した「高齢者虐待防止法」に基づく平成28年度の高齢者虐待の調査結果によると、平成19年に統計を取り始めてから介護施設での虐待件数は増え続け、過去最多452件になったとの報道があった。内訳は身体的虐待や暴言等の心理的虐待などとなっている。被害者の70%は女性で、認知症の程度が重くなるほど身体的虐待を受ける割合が高くなっている。過去最悪となった介護職員による虐待だが、注目すべきは虐待に関する相談・通報件数が1723件、そのうち虐待と認定されたものが452件28.2%、虐待と認められなかったものが40.7%、どちらでもない（確たる証拠がない）が30.1%であった。こうしたグレーのケースを含めると施設職員による虐待被害者の総数は778人で、その75.4%は「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」であった。虐待の種類別（複数回答）で見ると、「身体的虐待」が最も多く61.4%、威圧的、侮辱的な発言・態度などの「心理的虐待」が27.6%、治療や介護を怠る「介護放棄」が12.9%だった。虐待を受けた高齢者のうち「身体拘束あり」は248人（31.9%）であった。虐待の事実が認められた施設・事業所の種別では特別養護老人ホームが125件（30.6%）が最も多く、次いで有料老人ホーム85件（20.9%）、認知症対応型共同生活介護65件（15.9%）、介護老人保健施設37件（9.1%）であった。

これらの結果は、職員の教育・知識・介護技術の不足、ストレスや感情のコントロールが出来ていない、虐待を行った職員の性格や資質の問題などが要因と分析されている。

村山苑は虐待防止に向け、「村山苑虐待防止ハンドブック」を作成した。こうした法人の取り組みのもと、虐待防止の職場内研修を行い、日々の仕事に潜む不適切なケアに対する感度を高めていきたい。

- ①利用者増、新たな加算の取得等収入増に向けた取り組みを強化し、安定的に収支バランスのとれた事業経営を目指す。
- ②従来型特別養護老人ホームとしての機能を強化し、低所得者への利用者負担軽減制度の活用など、セーフティネットとしての役割を果たす。
- ③村山苑高齢者グループをはじめ村山苑全施設と連携し、地域包括ケアシステムを支えてとしての役割を果たしていきたい。
- ④福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少に対応するため、子供、障害者、高齢者等のニーズに応じた居場所の提供等、地域交流に向けた取り組みに推進する。
- ⑤ハトホーム南館の建替えと大規模改修に向けた準備の年度であり、施設分割前の最終年度であることから、目指すべき生活の場づくりが試される年度である。

(1) ハトホーム 東村山市富士見町2-7-5

定員 180名 併設型短期入所 8床 介護保険事業者番号：1372700060

a. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【重点運営方針】

- ①ベッド稼働率目標を必達し、各種加算を取得するための体制を整備する。
- ②業務改善・効率化のための見直しを常に行う
- ③施設内・外の研修を通して、学び実践する職場環境を作る

【重点サービス計画】

- ①入居者一人一人の QOL に視点を当てたケアの取り組み
入居者を生活者としてとらえなおし、三大介護にとどまらず、一人一人の人権や人格の尊厳を大切にする村山苑の理念を日々のケアやサービスに具現化する。
- ②「看取る」「食べる」「認知症」をキーワードに新たなサービスの構築を目指す。
 - ・ご家族やご本人の意向を踏まえ、合意形成できた入居者の方の看取りを行う。
 - ・これまで以上に口腔ケアに取り組み誤嚥性肺炎の予防に努める。
 - ・認知症に関する研修等に一人でも多くの職員が参加できるよう取り組む。
- ③虐待と無縁な生活の場づくり
虐待防止マネージャーを中心に不適切ケアの事例検討会の開催、研修の実施に取り組み、虐待の無い生活の場づくりを推し進める。

④研修の充実を図る

法人内研修、外部研修への積極的参加はもちろん、他施設の見学研修に取り組んでいく。

⑤第三者評価に受審

第三者評価を受審し、結果を踏まえた改善計画を立てる。

⑥法令及び運営基準の遵守

関係する法令、通知等を念頭に置き、コンプライアンス意識の向上を図る。

⑦南館建て替え、北館大規模改修について

【目標利用率】

平成 28 年度実績	平成 29 年度見込	平成 30 年度目標
96.4%	97.0%	98.0%

b. 短期入所生活介護事業

【重点運営方針】

- ①在宅生活を支える機能としてのサービス提供
- ②在宅生活から施設入所が必要な困窮者の、緊急の受け皿としての役割を担う
- ③安心して利用できる施設として、いつでも受け入れられる環境の整備
- ④入所率の向上にむけ様々な取り組みを進める

【重点サービス計画】

- ①ご家族や関係機関との情報共有・連絡体制の強化
- ②利用しやすい施設内の環境整備
- ③事故を防ぎ安全に生活出来るよう支援を行う
- ④健康に過ごすことを重視し疾病時には迅速に対応する
- ⑤利用者・ご家族のニーズに応じたサービスの提供

【目標利用】

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込	平成 31 年度目標
7.0/日	6.7/日	8.0/人

(2) ハトホーム在宅サービスセンター

東村山市富士見町 2-7-5

定員 25名

介護保険事業者番号 1372700037

通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業

【重点運営方針】

- ①稼働率向上に向け、身体機能の維持向上を図るための機能訓練を充実させる。
- ②取得している加算（サービス提供・中重度）を堅持し、個別機能の取得に向けた体制整備を図る。
- ③予防から介護まで一貫して取り組み、地域拠点としての役割を発揮する。

【重点サービス計画】

- ①自立支援、重度化防止を本軸に機能訓練サービスを強化し、介護報酬上評価を得られる体制構築を推進する。
- ②通所介護事業の目標設定や成果の評価を行い、サービスの質向上を図る。
- ③認知症や中重度の利用者に対するケア対応力を高める。

【利用目標】

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込み	平成 31 年度目標
15.5 人	16.4 人	18 人

(3) ほんちょうケアセンター 東村山本町3-43-1

a. 通所介護事業・東村山市介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険事業者番号：1372701522

【重点運営方針】

- ①コミュニケーションを十分に図りつつ、利用者が主体的に活動に参加できるように働きかける。
- ② 利用者の選択と自己決定を尊重しながら、適切で満足して頂けるサービスの提供を行う。
- ③保険者、保健医療・福祉サービスを提供する事業所との連携に努め、利用者確保を図る。

【重点目標】

- ①安定した財政基盤の確保のため、興味を持って活動に参加して頂けるよう働きかけ、利用者確保に努め、稼働率の向上を目指す。
- ②認知症ケアへの取組を更に深め、機能訓練の時間も設け充実させることで、活動の幅を広げていく。

【目標利用】

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込	平成 31 年度目標
23.7人/日	23.4人/日	25.0人/日

b. 居宅介護支援事業・介護予防居宅介護支援事業

介護保険事業者番号：1372701548

【重点運営方針】

- ① 社会福祉法人村山苑が経営するほんちょうケアセンターの居宅介護支援事業は居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供する。
- ② 介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその置かれた環境に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場で提供に努める。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

【重点目標】**① 医療連携**

主治医だけでなく、医療機関の相談員、看護師等に平時の状態や意向を伝える事で、個々にあった医療や介護保険サービスに繋げ、介護、医療がシームレスで安心できる環境を構築していく。

② 稼働率の向上と適正な利益の確保

介護支援専門員1名あたり平均担当33名以上を、次の3点に重点を置き稼働率を確保していく。①利用者が体調を崩さないように先を見据えた支援をしていく。②関係機関との連携を密に行い信頼を確保するとともに、地域住民に選ばれるよう地域へ出向いていく。③利用終了時期を見極め、新規利用を積極的に受け入れ稼働率低下を防いでいく。

③職員満足度の向上

働きやすい職場、風通しの良い職場、透明性のある職場にすることで職員が定着し、更には職員数が増えるよう、必要なルール決めやマニュアル、事業所全体で利用者の問題解決を行う姿勢の整備をしていく。

c. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

介護保険事業者番号：1372701530

【重点運営方針】

- ① 地域の介護保険利用者を主として、家族との同居・別居にかかわらず住み慣れた家での生活をより快適に続けて頂けるよう援助することを目標とし運営する。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 利用者からのニーズに迅速に応えるため、ヘルパー体制を強化し、サービス提供責任者によるサービスの質の管理はもとより、登録ヘルパーを含む全職員のサービス提供の質的向上を図るため、研修機会の確保をしていく。
- ④ 情報伝達の体制維持に努めていき、居宅介護支援事業所と密に連携を取り、利用者の気持ちに沿った対応をより迅速に行うようにする。
- ⑤ 介護保険サービスとともに、介護保険外サービスを組み合わせることで、より充実した介護サービスを提供し、家族の介護負担の軽減に寄与する。

【重点目標】

- (ア) 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業
- ・自己点検、内部監査を通し、法令遵守に努める。
 - ・訪問介護事業・・・利用者の要介護状態の軽減を図るとともに悪化防止に努める。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業・・・利用者の生活機能を維持、向上するための支援をしていく。
- (イ) サービスの質の向上・保持
- ・特定事業所加算Ⅱに基づいた支援を行う。
 - ・サービス計画の立案と評価を行っていく。
 - ・利用者・家族への満足度調査の実施。

【目標利用】

平成30年度見込	平成31年度目標
334ケース/月	370ケース/月

d. 東村山市シルバーピアLSA（ライフサポートアドバイザー）業務委託**【重点運営方針】**

シルバーピア住宅に住む高齢者に対して、見守りサービス（安否の確認）、生活指導や相談緊急時の対応、関係機関との連絡、コミュニティづくり等の支援などを行い、生活上の安全・安心・健康を確保しながら高齢者自らが望む生活を実現するための支援を行う。

【重点目標】

① 関係機関との連携

- ・居住者の状態に応じた適切な支援に資するよう、介護保険制度や介護サービスの種類、介護保険制度以外の自治体福祉サービス、民間サービス等についての知識を修得する。
- ・居住者の日常生活を見守り、安否の確認や自立に欠ける状態を見極め、適切な支援機関につなげ、必要とされる活動やサービスへの橋渡しを行う。

② その他日常生活に必要な援助

- ・団らん室の位置づけと役割を理解し、居住者や地域の人々の参加や交流を目的とした活動プログラムを実施できるよう支援する。
- ・暮らしの情報や交流に関する情報、高齢者の安全に関する情報等に日頃から注意を払い、回覧や掲示板を利用するなど文書にして伝えていく。

e. 独自ショートステイ事業

引き続き、事業再開に向け法人内及び東村山市等との協議を継続する。

2 生活保護施設事業**【基本方針】**

救護施設は重複障害や精神障害の方、ホームレス状態やDV被害者、触法障害者の方等、他の専門施設で受け入れることが困難な方を受け入れており、支援を必要とするときには速

やかに受け入れて支援できるセーフティネットの役割を果たしてきた。

セーフティネットのみならず地域生活移行支援として通所訪問事業、居宅生活訓練事業、一時入所事業等に、また、本人状況に応じた他施設移管等に積極的に取り組み、循環型の施設としての機能を図ることにより、福祉サービスを必要としている障害者及び生活困窮者が必要な時に必要なサービスを提供することを基本方針とする。

【救護施設運営方針】

社会福祉法の改正により、単身での生活が困難な生活保護受給者の選択肢のひとつとして、保護施設と無料低額宿泊所との間に日常生活居住施設が創設された。無料低額宿泊所が増加して保護施設の在り方が問われる中、日常生活居住施設の動向に注視しつつ、全国救護施設協議会が示した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に基づき、自立支援、居宅生活訓練、地域移行や他種別施設移管、通所・訪問事業、一時入所事業、「むらやまえん生活相談所」との連携などに取り組んでいくことに加え、中間的就労をさらに進めていく。

人材確保については、全ての職種で確保が難しい状況が続いている。業務内容の見直し、役割分担の調整等と同時に、誇りとやりがいを持って働いていける職場環境の醸成及び人材育成のための取り組み、実習生・見学者への対応や広報活動等、救護施設の魅力の発信を継続するとともに、留学生を含めた外国人材の採用を検討し、事業継続を図っていく。

(1) 村 山 荘 東村山市富士見町 2-7-5

定 員 100 名 ・独自通所・訪問事業（定員 10 名） ・居宅生活訓練事業
・一時入所事業（定員 5 名）

【重点運営方針】

救護施設村山荘の基本方針を次のように掲げる。

「共に持とう、自立心と向上心」

「心がけよう、笑顔・挨拶・気配りに」

【重点サービス計画】

救護施設に求められている自立に向けた支援、セーフティネット機能の強化、地域移行、他種別施設移管について積極的な取り組みを継続していく。

施設利用者が居宅生活に円滑に移行できるように支援する「居宅生活訓練事業」は、東京都の補助金を受け、事業化して3年目を迎えた。循環型施設として機能するために居宅生活訓練の充実が求められ、施設独自の取り組みとして行ってきたが、事業化により利用

者支援の基本となる個別支援計画書を充実させ、利用者の自立に向けての可能性を様々な角度から追求し支援していく。

また、これまで取り組んできた日常生活自立支援や社会生活自立支援の更なる充実を目的に、余暇活動や行事の見直しを行い、より一層利用者の自立支援に力を注ぎ、救護施設に求められる多様なニーズに対応したサービスを行っていく。

【施設・設備整備計画】

- ・非常用発電機交換（福祉事業センターと共同）
- ・食堂窓ガラス交換
- ・通所事業所の本館への移転（一時入所居室の改修、訓練棟手芸室の一部改修）

a. 通所・訪問事業

【重点運営方針】

救護施設は、元来の社会的な受け皿の役割に加えて循環型施設としての機能が求められている。そのため、利用者の可能性を引き出せるよう施設内自立を通して、地域移行や地域生活を安定させる支援を行う必要がある。また、村山荘退所者だけでなく、地域の生活困窮者の支援を積極的に行っていく。

【重点サービス計画】

①通所事業

村山荘から地域移行した利用者を主な対象者として、その可能性を引き出し、安定・充実した地域生活を構築し維持できるよう支援する。事業化に向け検討してきたが、これまで同様、地域貢献の一環として法人独自の事業として取り組んでいく。内容の充実を図り、細やかな対応に努め、より多くの利用者を支援していく。

②訪問事業

日常生活支援はもちろん、家族や関係機関との連絡調整、緊急時の一時入所受け入れ等、生活全般の相談を行い、地域生活を円滑に送ることができるよう支援する。

b. 救護施設居宅生活訓練事業

【重点運営方針】

地域移行可能と思われる利用者のみを対象にするのではなく、すべての利用者に対し、どんな支援をすれば地域移行が可能になるかを検討し、自立に向けた支援に積極的に取り

組む。

【重点サービス計画】

- ①居宅生活訓練を希望する利用者に対し、施設内の生活訓練室や施設で借り上げている民間アパートを、平等に使用できる機会を提供する。
- ②施設内自立や地域移行等、訓練後の生活に繋がるよう支援する。
- ③地域移行後も通所事業や、一時入所事業を活用し、安定した地域生活を継続できるよう支援する。

c. 東京都保護施設一時入所事業

【重点運営方針】

生活保護受給者であって地域で暮らす障害等を持った方が、精神不安定等により一時的に居宅生活が困難になった場合に、一時入所を利用することにより、居宅生活を継続できるよう支援する。

【重点サービス計画】

- ①安全で落ち着いた生活の場を提供する。
- ②安定した居宅生活を継続するために、生活相談を行い、必要な情報や食事を提供する。
- ③地域の社会資源や関係機関との連携を図る。
- ④二部屋ある一時入所居室のうち一部屋を通所事業所として転用するが、空きベッド利用により定員 5 名は変更しない。

(2) さ つ き 荘 東村山市富士見町 2-8-2

定員 50 名 ・ 居宅生活訓練事業 ・ 一時入所事業 (定員 5 名)

【重点運営方針】

平成 31 年度重点運営方針として次の 2 点をテーマに取り組んでいく。

- ①居宅生活訓練事業の体系的な取り組みを強化し、利用者の自立支援を推し進めます。
- ②「がんばろう！さつき」計画を遂行し、利用者地域からの信頼を得ます。

<<「がんばろう！さつき」計画>>

目標 誰に対しても丁寧な最上のサービスマナーを徹底します。

実践(1) 利用者に対して敬語を徹底します。

実践(2) 利用者を見下したり子ども扱いしたりしません。

実践(3) 職員同士お互いに指摘し合える関係を築きます。

実践(4) ボランティアや地域の人に気持ちのいい施設であると認めていただきます。

具体策(1) 「がんばろう！さつきメモ」を活用して自己チェックします。

具体策(2) 各部署のサービスマナー目標を設けて行動します。

具体策(3) 「がんばろう！さつきマーク」を使って相互に注意喚起し合います。

具体策(4) ボランティアへのアンケートを実施してご意見を伺い、反映させます。

【重点サービス計画】

より質の高いサービスを提供していくために、平成31年度におけるサービス方針として以下の3項目を掲げ、全職員がしっかりと共通認識を持って取り組んでいく。

①一歩足を踏み入れたらなんだかホッとするさつき荘を提供します

「昨年地域の方から職員の対応の悪さについて厳しいご忠告をいただきました。あたたかでゆったりとした雰囲気大切にしてきましたが、掲げているだけで実体のない方針とならないよう、真にホッとする雰囲気とはどういったものなのか、全職員が改めて考え直し日々の業務に向き合います。」

具体的行動 ・がんばろう！さつき計画・村山苑あいさつ週間（富士見町のあいさつ運動にも参加していきます）・さつきイズム、さつきポリシー

②利用者のストレングスを引き出します

「課題や問題点、あるいはそれに対する様々な制約や手当てばかりにとらわれず、個々の利用者の強み、長所、得意分野や潜在能力に着目します。介助や支援を受けながらも、自らできることが一つでも増えるような視点に立って実践していきます。」

具体的行動 ・個別支援計画の作成およびモニタリング・ホメる活動キャンペーン（ホメ活）・口腔ケア対策チーム

③地域移行をめざした段階的な支援を行い、居宅生活訓練事業との連携を図ります

「すべての利用者の可能性を引き出し、ご希望に寄り添いながら施設内外における自立のための生活訓練を行います。また、居宅生活訓練事業の専任担当者との役割分担を明確化し、スムーズな訓練への引き継ぎと連携を実現します。」

具体的行動・日常生活自立支援（金銭管理・服薬管理等）・荘内生活訓練、荘外生活訓練

【施設・設備整備計画】

①アメニティ向上のための整備

・ベッドの入れ替え[順次通年]・玄関ロビー周辺の整備（ソファ入れ替え・手すり設

置等) [下半期]・Wi-Fiの導入[上半期]・2階談話室収納家具[中頃]

②設備老朽化、維持管理のための補修

・循環風呂入れ替え[上半期]・洗濯場ドア交換[上半期]・調理冷凍庫入れ替え[中頃]

③安全管理、業務効率化のための整備

・ドライブレコーダー(3台)[上半期]

④地域交流のための設備整備

・食堂窓サッシ改修[予定]・グラウンド改修[予定]

a. 救護施設居宅生活訓練事業

【重点運営方針】

より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、利用者の可能性とストレッチングを見出し、円滑な居宅生活の移行を支援する。平成31年度より独自事業から施設機能強化推進費事業として実施。

【重点サービス計画】

- ①一時入所用個室の空き期間を活用して荘内における生活自立訓練を実施し、単身生活のイメージを具体化しながら課題を整理する。～「荘内生活訓練」
- ②近隣借り上げアパート(村山荘との共用物件)を使用し、短期間の体験的アパート生活訓練を行うことで、長期訓練へ向けた目的意識の確認や目標設定につなげる。～「荘外生活訓練」
- ③近隣借り上げアパート(さつき荘単独物件)を使用し、地域における実践的な生活訓練を計画的に行いつつ、地域移行へ向けた具体的な支援や調整を行う。～「居宅生活訓練」
- ④専任担当者を配置して、効果的なプログラムの策定やモニタリング方法などを整備していく。本体事業の各部署、各担当職員との連携を密にし、それぞれの状況に応じて段階的に取り組んでいく。

b. 東京都保護施設一時入所事業

【重点運営方針】

一時的に居宅生活が困難になった方が利用することにより、心身の安定、生活リズムや生活環境の改善等を図り、引き続き居宅生活が継続出来るように取組む。また、社会的入院患者に施設生活を体験してもらうことにより、入院生活から施設生活へと繋げ社会的入

院の減少に貢献していく。法人として取組んでいる生活困窮者支援事業において、一時入所を必要としている方への対応も行っていく。

【重点サービス計画】

- ①安心・安全・安寧な生活の場の提供を図る。
- ②その人本来の生活パターンの回復を図る。
- ③地域生活への移行及び居宅生活継続に必要な情報提供、相談の実施。
- ④地域の社会資源や関係機関との連携を図る。
- ⑤迅速な受け入れ対応のための体制の整備。

(3) むらやまえん生活相談所 東村山市富士見町 2-7-5

【重点運営方針】

生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉に関するニーズと、サービス内容や行政区分を超えて社会資源を結びつけることにより地域福祉に貢献する。

【重点サービス計画】

相談者自身及び地域住民・行政・民生委員等の情報や出向いての情報により、要援護状態の方の相談を受けて支援する。「暮らしの相談ステーション」とも連携していく。

状況に応じて、各施設の協力も得ながら、経済的支援（現物給付による）を行う。

市内各連絡会の会議等に参加し、地域との信頼関係を築き、地域福祉に貢献していく。

3 保 育 事 業

【基本方針】

社会福祉法人村山苑は、保育目標を「たくましく」とし、保育所保育指針に基づき、「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する」、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行なう」「入所する子どもの保護者の支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なう」という役割を担い、倫理観に裏付けされた専門的知識、技術及び判断をもって、それぞれの園の特性を活かし、保育並びに保護者支援を行っていく。

【保育所運営方針】

社会保障制度を全世代型へと改革することを目的とした「新しい経済政策パッケージ」

(2017年12月8日、閣議決定)に基づき、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした施策が現在急ピッチで進められている。

「人づくり革命」では「幼児教育の無償化」や「待機児童の解消」が最重点課題として挙げられ、「幼児教育の無償化」では「3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する」(2019年10月からの消費税の増税に併せて実施することが決定)こと、また「待機児童の解消」については「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の受け皿整備を着実に進めていくこと等が示されている。

一方、待機児童解消を実際に担うこととなる保育人材の確保・育成・定着を図るための保育士等の処遇改善については、国レベルで2013年度以降、月額約35,000円(約11%)改善に加え、2017年度より立ち上げとなった「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」による処遇改善や、東京都における「保育士等キャリアアップ補助金制度」も拡充され、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づく指定研修も徐々に充実してきているところである。保育種別(保育4園)においてはこのような制度改革の主旨を踏まえ、保育士等のキャリアアップに向けた取組をより実効性のあるものとしていかなければならない。

とりわけ、保育士の人材確保については、引き続き最重点課題として位置づけ、法人本部・保育4園と連携を図りながら、ハローワーク・福祉人材センターが主催する「2019保育園フェア」や「保育士就職支援研修・就職相談会」でのブース確保や、昨年度7回にわたり開催した「就職フェア IN 村山苑」を継続開催するとともに、新年度より実施する「保育従事職員宿舍借上げ支援事業」や「保育所等におけるICT化推進事業」の活用を図ることなどを通して、保育士等の人材確保・定着に向けた取組をより一層強化していくこととする。

また、現在国レベルでは、子ども・子育て会議や財政制度等審議会での「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し」や、2018年4月より適用となった「改定保育所保育指針」を踏まえた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が設置(2018年5月)されるなど新たな取り組みも開始されたところである。2019年度は子ども子育て支援新制度において5年間で1期として各市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の第2期が策定される時期となる。それぞれの地域において将来の保育・子育て支援に関する施策が明確にされることから、保育種別においてもその方向性に対応する運営方針や保育のあり方等についての検討を開始していかなければならない。

(1) つぼみ保育園 東村山市富士見町 2-2-2

定員 195名 ・延長保育 ・一時保育事業 10名

【重点運営方針】

- ① 法人の基本理念並びに法人の倫理綱領・行動規範の周知・徹底を図るとともに、つぼみ保育園の運営理念・保育方針を改めて確認・共有し、その具現化に向けての取り組みを進めていく。
- ② 引き続き、「待機児童の解消」に努めるほか、気になる子への対応、児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応等について、必要に応じ関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等）との有機的連携を図っていく。
- ③ 「東村山市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、つぼみ保育園の置かれている環境条件等を総合的に勘案しつつ、中・長期計画の策定に努めていくこととしたい。
- ④ 地域の子育て支援や「仕事・子育て両立支援事業」の具体化とその実効性を担保するため、引き続き「西部エリアネットワーク会議」に積極的に参画するとともに、平成28年度より取組みを開始した「相談支援事業」の充実を図っていく。
- ⑤ 人材確保の取組を計画的に進めていくと共に、「個人研修計画・評価シート」「自己評価シート」を活用し、計画的な人材の育成・定着に努める。
また、キャリアアップ研修への参加も計画的に進める。
- ⑥ 法人・保育4園との有機的連携を高め、安定的な施設運営ができるよう努める。
- ⑦ 「虐待チェックリスト」集計結果並びに虐待についての認識を共有し、日常保育の中での具体的な実践に生かせるよう取組を進める。
- ⑧ つぼみ保育園中・長期修繕計画「建築物のライフサイクルコストと保全修繕について」に基づく修繕・設備改修を計画的に実施する。
- ⑨ 東京都福祉サービス第三者評価を継続受審し、組織運営・保育の質の向上に努める。

【目標利用率】

平成29年度実績	平成30年度見込	平成31年度目標
100%	104%	104%

a. 一時保育事業

【重点運営方針】

- ① 一時保育事業は、「地域の保護者に対する園の窓口」であるということを共通認識とし、ホームページの活用や園たより等にとどまらず、地域ネットワークとの連携等により、子ども・子育てに係る情報等を積極的に発信していく。
- ② 前年度後半より0・1歳児の利用が急激に増大するなど、保護者の一時保育利用のニーズが変化しつつある。育児に悩みを抱えている家庭も多くなってきているので相談支援の場となるよう窓口を広げていき一時保育を利用してもらいながら子育ての発信基地としての役割を担っていく。
- ③ 地域の保護者のニーズを捉えた「育児講座」を継続開催し、保育園の持つ専門的な知識を身近な子育て情報としてお知らせし、子育て支援に繋げる機会にしていく。
- ④ 情報誌(年10回発行)やホームページを見て、各種の園行事に参加して下さる方が増えてきている。今年度は更に内容を充実させ地域に広めるとともに、一時保育の利用につなげていきたい。

【目標利用数】

平成29年度実績	平成30年度見込	平成31年度目標
6.6人/日	3.9人/日	5人/日

【設備・備品整備計画】

つばみ保育園中・長期修繕計画「建築物のライフサイクルコストと保全修繕について」に基づく設備改修等を計画的に実施する。

平成31年度における主たる設備・備品整備計画は以下の通りである。

	項目
1	玄関扉の修繕
2	中庭遊具
3	ホール床修繕
4	2階幼児用トイレ・1階職員トイレ

(2) ふじみ保育園 東村山市富士見町 2-7-5

定員 100名 ・延長保育

【重点運営方針】

- ① 法人理念、ふじみ保育園の理念を周知徹底する。
- ② 人材確保・育成・定着に向け以下の取り組みを実施する。
 - ・ 保育フェア、就職フェア（村山苑）、就職相談会等に参加し、人材確保を継続する。
 - ・ 実習生・ボランティア・インターンを積極的に受け入れ、将来的な人材確保に繋げる。
 - ・ 「個人研修計画・評価シート」に基づき、職員の主体的な学びを促進する。
 - ・ 内部研修の充実、外部研修の共有化を図り、職員の資質向上に繋げる
 - ・ 「保育従事職員宿舍借上げ支援事業」や ICT 化を推進し、人材確保・定着を図る。
- ③ 地域型小規模保育所「ニチイキッズ東村山保育園」との協定により、卒園児（3歳）の受け入れも行い、待機児童解消に努める。
- ④ 児童虐待防止に努め、育児不安を抱える家庭の支援を関連機関と連携して進める。
- ⑤ 苦情解決・第三者評価結果の課題改善に努め、保育園の質の向上を図る。
- ⑥ 地域の子育て支援の充実、地域との交流事業を進める。

【重点サービス計画】

- ① 法人の理念、ふじみ保育園の理念を倫理綱領・行動規範に基づき、その具現化に向けて取り組む。
- ② 園児・保護者、家族に対し常に人権に尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔・挨拶を心がけて接していく。
- ③ 子どもの人権を尊重する保育を徹底する。
 - ・『保育所における虐待防止ブック』を基に虐待防止を徹底する。
 - ・『虐待チェックリスト』を（年3回実施）活用し、一人一人が自分の行動を改める。
 - ・人権に関する研修（内部・外部研修）への実施・参加する。
- ④ 新「保育所保育指針」に基づき、「全体的な計画」、「年間指導計画」、「短期指導計画」の連動・PDCAサイクルを実施し、保育の質を向上していく。
- ⑤ 苦情・第三者評価利用者の調査結果を踏まえ、自園の強みと課題を抽出し、強みの強化と課題の改善を図り、保育の資質向上に努める。
- ⑥ 地域支援をチームで取り組み充実を図る。
 - ・東京都保育サービス推進事業に関わる項目の100%実施や地域に開けた行事の実施。

- ・地域の子育て家庭の支援を村山苑の「トータルケアサポートむらやまえん生活相談所」とも連携を図り、進めていく。
- ・ハトホーム及び、他の施設との交流を継続していく。
- ・西部エリア地域の子育て家庭支援をエリア内の他施設と協力して実施していく。
- ・実習生・ボランティア・インターンを積極的に受け入れ、次世代育成を図る。

【目標利用率】

2017 年度実績	2018 年度見込	2019 年度目標
99%	98%	100%

【施設・設備整備計画】

- ・厨房のエアコンの交換 1,500,000 円
- ・たけのこ組、食堂の手洗い場の入れ替え工事 1,500,000 円

(3) ほんちょう保育園 東村山市本町 3-43-1

- 定員 100 名
- ・延長保育
 - ・一時保育事業 10 名
 - ・子育てひろば事業 在宅家庭の親子 10 組

【重点運営方針】

- ① 法人の基本理念並びに法人の倫理綱領・行動規範の周知・徹底を図るとともに、ほんちょう保育園の保育理念・保育方針・クレドを改めて確認・共有し、その具現化に向けての取り組みを進めていく。
- ② 保育士の人材確保については、引き続き最重点課題として位置づけ、法人本部・保育4園と連携を図りながら、ハローワーク・福祉人材センターが主催する「2019 保育園フェア」や「保育士就職支援研修・就職相談会」でのブース確保や「就職フェア IN 村山苑」を継続開催するとともに、新年度より実施する「保育従事職員宿舍借上げ支援事業」並びに「保育所等における ICT 化推進事業」の活用を図ることなどを通して、保育士等の人材確保・定着に向けた取組をより一層強化していくこととする。
- ③ 2017 年度より立ち上げとなった「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」制度や、東京都における「保育士等キャリアアップ補助金」制度も拡充され、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づく指定研修も徐々に充実してきているところである。新年度においてもこのような制度改革の主旨を踏まえ、OJT・個別研修計画等とリンク

させ、保育士等のキャリアアップに向けた取組をより実効性のあるものとしていくための取り組みを進めていく。

④ 新年度においても本年 10 月に実施となる「幼児教育の無償化」を始め、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直し」や「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」東村山市における第 2 期の「子ども・子育て支援事業計画」の策定などの制度改革が予定されている。これらの制度改革の進捗状況如何によっては、ほんちよう保育園への影響も想定されることから、引き続き制度改革の進捗状況には十分留意しつつ、改革の方向性に対応する運営方針や保育のあり方等についての検討を開始していくこととする。

⑤ ほんちよう保育園の中・長期修繕計画に基づき、修繕・設備改修を計画的に実施する。

【重点サービス計画】

① 子どもの人権、人格を尊重する保育を目指す。

- ・ 昨年度、保育種別にて見直しを行った「虐待防止ブック」を全職員に配布し周知徹底を図る。
- ・ また「虐待防止チェックリスト」については全職員を対象に配布するとともに、半期・年間反省会議等にて虐待防止マネージャーを中心にその集計結果並びに虐待についての認識を共有し、日常保育の中で虐待や不適切行為を無くすための取組を進める。
- ・ 全職員を対象とした児童虐待防止に関する内部研修を継続実施する。

② 養護と教育を一体化させた保育を目指し、全体の計画・年間指導計画の継続的見直しを進める。

- ・ 保育所保育指針を踏まえ策定した「全体の計画」を基本に据え、より実効性のある形での年間指導計画・月案・週案への落とし込みを図る。
- ・ 保幼小連絡会に積極的に参加するとともに、小学校に向けての滑らかな移行を図るため、小学生との交流や「就学支援シート」や「児童保育要録」等を有効に活用していく。

③ 常勤・パート・派遣職員との個別面談を継続実施するとともに、「個人研修計画・評価シート」「自己評価シート」を活用したキャリアアップの取組を進めていく。

④ 引き続き「待機児童の解消」に努めるほか、気になる子への対応、児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応等について、必要に応じ関係機関

(子ども家庭支援センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等)との有機的連携を図っていく。

- ⑤ 地域の子育て支援や「仕事・子育て両立支援事業」の具体化とその実効性を担保するため、引き続き「中部エリアネットワーク会議」を始めとした各種の地域関係団体が主催する会議に積極的に参画するとともに、ケアセンターとの協力・共同による「相談支援事業」の充実を図っていく。
- ⑥ ほんちょう保育園の強みである高齢者との世代間交流の充実に向け、ケアセンターとの合同会議を継続開催(年3回)し、より質の高い世代間交流を目指していく。
- ⑦ 開設後9年目を迎えることとなるほんちょう保育園の異年齢保育について、その長短を含め多角的に検討し、今後の課題を明らかにしていくための取組を進めていく。
- ⑧ 東京都福祉サービス第三者評価を継続受審し、組織運営・保育の質の向上に努める。
- ⑨ 地域子育て支援の充実に向けて
 - ・ 東京都保育サービス推進事業並びに東村山市における地域子育て支援事業に関わる取組を進めていく。
 - ・ 地域の子育て家庭の支援、一時保育事業・子育てひろば事業の充実を目指す。
 - ・ 実習生・ボランティア・職場体験を積極的に受け入れ、次世代育成を図る。
 - ・ 地域型小規模保育所との連携を継続する。

【目標利用率】

平成29年度実績	平成30年度見込	平成31年度目標
114%	112%	110%

a. 一時保育事業

【重点運営方針】

保育所を利用していない家庭の保護者の疾病や災害等、一時的に家庭での保育が困難、また、核家族化や地域の子育て力が低下する中、保護者の心理的・肉体的負担軽減を目的とし、保育所が児童を一時的に預かる保育を実施する。

【重点サービス計画】

- ① 子どもが安心して過ごせる場の保障
- ② 保護者が安心して預けられるサービスの提供

【目標利用数】

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込	平成 31 年度目標
5. 7 人/日	5. 7 人/日	6. 0 人/日

b. 子育てひろば事業(ほほえみ子育てひろば)

【重点運営方針】

- ① 親子の集いの場の提供事業の実施
- ② 子育て相談事業の実施
- ③ 子育て啓発事業の実施

【重点サービス計画】

- ① 子育てに関する講座等の開催(年 3 回)
- ② 子育て支援の為に冊子やパンフレットの発行、定期的な広報誌への子育て関係情報の掲載等による地域住民の意識啓発
- ③ 地域の子育て支援に資する活動の実施
 新たなイベントなどを入れて内容充実の工夫で利用率を増やし、利用 0 人という日が少なくなっている。平成 31 年度も新たなイベントを企画して、交流の場を充実させていきたい。

【設備整備計画】

- ① 業務用電子レンジの購入(給食、100,000 円)
- ② 乳児サークル車の購入(たけのこ AB、233,280 円)
- ③ 屋上プール用タープの購入(200,000 円)
- ④ 白・杵の購入(400,000 円)
- ⑤ 駐輪場照明器具等設置工事(100,000 円)

(4) ひよし保育園 国分寺市日吉町 2-20-5

定員 80 名 (8 月から) ・延長保育

【重点運営方針】

- ① 法人の基本理念並びに法人の倫理綱領、行動規範の周知・徹底を図るとともに、ひよし保育園の運営理念・保育方針・保育目標の確認・共有しその具現化に向けての取り組みを進めていく。
- ② 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づく指定研修を含めた研修体系

を策定すると共に、保育士等のキャリアアップに向けた取り組みをより実効性のあるものとしていく。

- ③ 人材確保については法人本部・保育 4 園と連携を図り、「保育園フェア」「保育士就職支援研修・就職相談会」でのブース確保や、法人独自の「就職フェア I N 村山苑」の取り組みを計画的にすすめ人材確保に努めていくと共に、計画的な人材育成、定着のための取り組みをすすめていくこととする。
- ④ 地域子育て支援については、地域のニーズの把握に努め、交流事業を積極的に実施していく。
- ⑤ 苦情解決・東京都福祉サービス第三者評価結果の改善点に努め組織運営・保育の質の向上に努める。

【重点サービス計画】

- ① ひとりの子どもを全職員で保育をする姿勢を持ち、子どもたちが様々なあそびの経験を通し、心身ともにたくましく、意欲と主体性が育つよう心がける。
- ② 「保育所保育指針」に基づき、全体的な計画を基本に据え、年間指導計画・月案の作成に連動させ、週案への落としこみを図ると共に、日々の保育を振り返り、評価を行い、全職員が共通理解を持ち保育の質の向上に努める。
- ③ 「個人研修計画・評価シート」「自己評価シート」を活用したキャリアアップに向けての取り組みを進めていく。
- ④ 虐待防止ブックを全職員に配布を行い、「虐待防止チェックリスト」の集計結果並びに虐待防止についての認識を共有し、日々の保育の中で虐待や不適切行為を無くすための取り組みを進める。
- ⑤ 気になる子への対応・児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応について、必要に応じ関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会）との連携を図っていく。
- ⑥ 東京都福祉サービス第三者評価結果の改善点に努め組織運営・保育の質の向上に努める。
- ⑦ 地域の子育て家庭のニーズを捉え、地域サービスの充実を図ると共に、地域施設との交流の充実を目指していく。
- ⑧ 実習生・ボランティア・職場体験を積極的に受け入れ、次世代育成を図る。

【目標利用率】

平成29年度実績	平成30年度見込	平成31年度目標
78%	90%	93%

【施設整備計画】

- ① 床のコーティング
- ② 0.1歳児室の窓際の柵の設置

4 障害福祉サービス事業**【障害福祉サービス事業 基本方針】**

障害のある方が、地域の一員としてともに生きていけるよう、その人の人格の尊厳を守り、個々の能力や可能性を見出し、その人本来の生活を送れるよう「自己実現」へ向けての支援を行っていく。

【障害福祉サービス事業 運営方針】

2019年度の障害福祉サービス関係費の概算要求額は1兆4,963億円と30年度予算額1兆3,810億円より1,153億円(+8.1%)増となっている。また、2019年10月に予定する障害福祉人材の処遇改善については90億円程度を計上するとされている。同時に10月の消費税率引上げに伴う事業所の課税費用分として、障害福祉サービスの報酬を0.44%プラス改定とする国費を30億円程度見込まれている。このことは、福祉事業センターの経営に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない、特に処遇改善についてはいち早く情報等を取集し速やかな対応を図ることで健全な経営状態を推移できるように努めていきたい。

利用者支援については、就労継続Bで2018年度に目標工賃達成加算の見直しがあり、平均工賃の支給額を基本とする加算と変更になったことを踏まえ、月平均工賃支給額を30,000円以上支給できるよう一層の高工賃の還元を目指すとともに、利用者個々の状況に合わせた作業時間・作業内容の見直し、作業効率の改善、新たな作業開拓などを積極的に図ることで、利用者の多様なニーズに応えていきたい。就労移行では、一般就労への移行と就労の継続(就職後半年以上)を目指すと共に、就労に繋がる訓練科目等の見直し等を随時行うことで利用者の就労先の選択肢を増やしていきたい。また、2018年10月から新規事業として開設された就労定着支援事業も就労移行との連携を強化し、就労された方の職場定着に向けた支援を軌道にのせていきたい。基本的には、就職した利用者との関係を

築くとともに、就労移行支援での長年の実績を活かし就労定着支援の充実を図り、少しでも就労継続できるよう利用者一人一人のニーズに応えていきたい。

厚生労働省は昨年 12 月 26 日、2017 年度に全国の自治体などが把握した障害者への虐待は 2016 年度より 98 件多い 2,618 件と発表している。被害者数は 346 人増の 3,544 人、死亡者数は 4 人減の 1 名であった。障害者福祉施設の職員らによる虐待は 63 件増の 464 件、被害者は 6 人減の 666 人となっている。施設での虐待の発生要因（複数回答）は、職員らの「教育・知識・介護技術等の問題」（59.7%）、「倫理観や理念の欠如」（53.5%）、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」47.2%となっている。障害者福祉施設職員による虐待は増加しており、福祉事業センターとしても見過ごすことは出来ない問題である。同じ福祉施設に働く職員として、改めて「虐待は犯罪である」という意識を深め、職員一人一人がこの問題と真摯に向き合い、利用者支援の充実を図ることで利用者一人一人の生命の輝きを見出す事のできる支援に取り組んでいきたい。

- (1) 福祉事業センター 東村山市富士見町 2-7-5
- ・就労継続支援 B 型 定員 65 名
 - ・就労移行支援 定員 15 名
- 事業所番号：東京都指定 第 1313600338 号
- ・就労定着支援 事業所番号：東京都指定 第 1313600908 号
 - ・障害者委託訓練事業

【重点運営方針】

福祉事業センターは、村山苑の基本理念を享け「働く喜びをすべての人に」という目標のもと、次の 4 点を事業運営における基本方針とする。

1. 働く機会を得ることにより、張り合いや生きがいを感じ、充実した豊かな生活を送れるよう支援し、自己実現へ向けた取り組みを行っていく。
2. 一人一人が能力を発揮し活躍できるよう、就労環境を整え、個々の可能性を追求しながら柔軟な個別支援を実施していく。
3. 地域社会から信頼される実績を蓄積していくことで、関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に貢献していく。
4. 職員は福祉サービスを提供する専門職としての自覚と誇りを持ち、果敢な実践を絶えず模索しながら、福祉サービスの質の向上を図る。

【重点サービス計画】

平成 31 年度は、多様な障害種別に対応するための職員のスキルアップ及び利用者個別支援体制の再構築・就労定着を目指し、以下の項目に取り組んでいく。

1. 就労継続支援B型における作業内容、時間、作業日調整などによる柔軟な支援体制の充実
 - ・利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成及び作業開拓
 - ・職員業務の適正化
 - ・確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
2. 就労移行支援における訓練活動の見直しによる効果的な利用者支援体制の確保
 - ・訓練活動の整理による支援過程の効率化
 - ・実践的訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備
 - ・就労定着支援事業利用に向けた周知活動と、支援体制の構築
 - ・他機関との連携による求職支援と定着支援の体系化
3. 就労定着支援における就労定着に向けた支援体制の確立
 - ・事業開始に向けた周知活動と支援体制の整備
 - ・就労定着に向けた相談及び企業、関係機関への訪問、連絡調整等の実施
 - ・月 1 回以上は対象者との対面支援の実施
 - ・3 年を経過する対象者は、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎの実施
4. 各種情報の収集、整理、共有と活用及び職員スキルアップの促進
 - ・状況把握、意向確認、動機づけ等の関わりや声かけの実施
 - ・障害特性等に応じた研修、職場体験の実施
 - ・職員間や部署間における日常的情報共有体制の確立
 - ・事故・トラブル・苦情等のリスク対応

【施設・設備整備計画】

- ・非常用発電機交換（村山荘と共同）
- ・生活相談所予定部屋（旧 213 号室）整備
- ・食堂窓ガラス交換
- ・屋外プレハブ冷蔵庫撤去
- ・トイレカーテン取替

a 就労継続支援B型

【重点運営方針】

- ・作業時間（9:30～16:30）における柔軟な利用者支援体制の充実

- ・利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成
 - ～朝夕の時間的余裕や休憩時間の間隔調整で、負担軽減と集中力持続支援
 - ～工賃計算と作業時間の柔軟な対応で、個別支援体制の確立
 - ～状況把握・声かけ・相談等で、意欲向上・安定保持・リスク軽減
- ・職員業務の適正化
 - ～検品・片づけ・準備・記録・事務処理等に係る時間の確保
 - ～打合せ・情報共有による連携体制の強化
 - ～業務分担の見直し・検討
- ・確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
 - ～信頼蓄積による安定した作業の受注、手空きの回避
 - ～利用者適性とキャパシティに合わせた作業内容の調整
 - ～丁寧な説明と指導によるやりがいの持てる生産活動の提供

【重点サービス計画】

作業科目 : 腕時計部品の計数・包装・梱包・送品業務

DVD の梱包・ダイレクトメール等の封入・封緘・ラベル貼り・宛名区分
産業用ハーネス、電子部品、カー用品の加工・包装、その他

主要取引先：シチズン時計(株)・シチズン時計マニュファクチャリング(株)・J A E 八紘(株)・
(株)フジックス・(有)アサオ製作所・(株)新和・(株)キューピットワタナベ
(有)ワイエス・サービス

作業日 : 年間 2 4 9 日

作業時間 : 原則平日 9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 土曜日 (月 1 回) 9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

売上目標 : 月額 2 6 0 万円 (年額 3, 1 2 0 万円)

目標工賃 : 平均 3 3 0 円 / 時間 (3 1, 0 0 0 円 / 月)

職員体制 : 目標工賃達成指導員 1 名、職業指導員 7 名、生活支援員 2 名 (6 : 1 配置)

【目標利用率】: 対定員比率

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込	平成 31 年度目標
84.6%	80.0%	82.0%

b 就労移行支援

【重点運営方針】

訓練活動内容の見直し多様な障害のある方への支援体制の確保

支援の必要な方へ、就労定着支援事業と連携し職業の安定から雇用継続へ繋いでいく
専門性を活かすため、訪問型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を検討したい

- ・外部訓練活動の効率化を図る
 - ～法人内事業所業務の活用（業務体験実習の実施）
 - ～変則的活動や不測事態にも対応できる内部体制の確立
 - ～実習としての新規外部活動の模索
- ・訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備と強化
 - ～ワークサンプル等を用いたアセスメント・モニタリング機能の確立
 - ～各種規程（評価）関係の見直し・検討
 - ～就労スキル獲得に向けた、利用者向け研修や講習の開催
- ・社会資源の活用、連携による求職支援と定着支援の体系化
 - ～地域機関との支援チームによる多角的就労支援の実施
 - ～就労安定に向けた就労定着支援の活用
 - ～社会資源を活用した生活支援の強化
- ・就労アセスメントの実施
 - ～就労継続支援B型事業利用希望者に対して就労面のアセスメント評価を実施

【重点サービス計画】

支援内容：基礎訓練（ルール、マナー、社会性、体力、身だしなみ、意識付け等）
学科訓練（PC入力、計算、音読、書類記入等）
模擬訓練（事務補助、部品加工、所内清掃、訓練ツール活用等）
生産活動（部品加工、清掃業務）
実践活動（職場見学、職場実習、各種研修、講習の参加）
就職活動（支援機関、ハローワーク、面接、契約）
定着支援（企業訪問、電話連絡、来所相談、家庭訪問、就労定着支援の活用）

訓練日：年間 249 日

訓練時間：原則平日 9：30～16：00 土曜日（月1回）9：30～12：00

訓練期間：原則2年間（状況により3年間）

施設外支援：面接会や職場見学、職場実習等の求職活動に必要な外部活動を実施

取引先：救護施設村山荘（館内清掃業務委託について施設外就労としてユニットで実施）

株前田医良

職員体制 : 就労支援員 1 名、職業指導員 2 名、生活支援員 1 名 (6 : 1 配置)

【目標利用率】: 対定員比率

平成 29 年度実績	平成 30 年度見込	平成 31 年度目標
73.1%	75.2%	80.0%

c 就労定着支援

【重点運営方針】

就労継続支援 B 型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者の就労定着を図る。

- ・定期的な相談を行い、就労上の悩みや課題の解消等に努める。
- ・企業や関係諸機関との連携を強化し定着に向けた支援体制の充実を図る。

【重点サービス計画】

支援内容 : 相談・企業訪問 月 1 回以上の対面支援の実施

相談日 原則第 3 土曜日 (必要に応じ随時対応)

企業訪問等 随時

その他、定着支援に必要な事項

対象利用者 : 就労継続支援 B 型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者

職員体制 : 就労定着支援員 (常勤換算法で利用者の数を 40 で除した数以上)

d 障害者委託訓練

【重点運営方針】

職業能力開発促進法に基づく障害者委託訓練事業の受託機関としてのエントリーを継続する。地域の障害者の利用方法の一つとして、本体事業との連動により支援機能を拡大し、積極的に開放することで雇用・就業の総合的支援を目指す。

【重点サービス計画】

委託元 : 公益財団法人 東京しごと財団

訓練コース : 知識・技能習得訓練コース

訓練期間 : 半期ごと 1 回程度、各 1～3 名、各 1～2 ヶ月 (80～160 時間)

訓練内容 : 就労移行支援、就労継続支援 B 型における活動を基本とした作業系 4 障害福祉サービス事業

5 生活困窮者就労訓練事業

平成 29 年度から実施している生活困窮者認定就労訓練事業及び「はたらきたいけどはたらきにくい人」の為に「はたらくサポートとうきょう」事業では、現在 4 事業所で 7 名の利用者を支援している。引き続き、支援状況を法人全体の研修等で周知することによって、職員の理解を深め、全事業所の受け入れを行えるよう取り組みを広げていく。

Ⅲ 法人共通事項

1 リスクマネジメント体制確立への取り組みと苦情対応

社会福祉法人村山苑のリスクマネジメント実施要綱等に基づき、各施設にリスクマネージャー、虐待防止マネージャーを配置し、事故・ヒヤリハットの分析及び再発防止策の検討や虐待防止に係る取組みを進めている。法人レベルでは特に「虐待防止委員会」を設置し、各施設の取組み状況の把握や情報の共有をし、また、苦情対応、法人全体のリスク管理に係る事項については経営会議を通じて取り組んでいく。

第三者委員の施設訪問は、定期的を実施し、利用者、家族に接する機会に予定することで、苦情解決体制を広く理解していただき、意見（苦情）要望を出しやすい環境にしていく。

2 福祉サービス第三者評価の受審

施設ごとの平成 30 年度の福祉サービス第三者評価受審予定は下記のとおりである。

施設名	受審予定時期	施設名	受審予定時期
ハトホーム	10月	福祉事業センター	6月
ハホーム在宅サービスセンター	10月	つぼみ保育園	8月
ほんちょうケアセンター	10月	ふじみ保育園	7月
村山荘	7月	ほんちょう保育園	9月
さつき荘	6月	ひよし保育園	8月

3 地域への取組

社会福祉法人は、福祉サービスの安定供給事業者としての機能以外にも、公益性の高いその性格により、能動的な地域社会への関与と地域福祉への貢献が求められている。社会福祉

法においても社会貢献活動の義務付けなど地域における公益的な取組を責務としている。

村山苑では基本理念にある「共に生きてゆこうとする志」をもって地域と共に歩んでいくことを法人運営の根底に据え、地域社会を支えていく存在としての取り組みを重点項目とする。多世代多種別事業を行っている法人として、引き続き様々な場面で地域と関わりながら、更に主体的に地域社会への貢献活動を推進していく。

- (1) 東京都地域公益活動推進協議会への参画とともに、東社協「はたらくサポートとうきょう」の登録事業所及び生活困窮者認定就労訓練の認定事業所として、各施設における生活困窮者等に対する中間的就労の場の提供
- (2) 富士見町の近隣施設及び自治会との消防相互応援協定による災害時の連携及び東村山市福祉避難所及び国分寺市被災乳児受入避難所としての受け入れ体制整備による大規模災害時の機能開放
- (3) 東村山市内社会福祉法人連絡会での活動による市内ネットワーク構築及び「暮らしの相談ステーション」窓口の設置による地域公益活動の実施
- (4) 富士見町福祉施設連絡会での活動による町内ネットワーク構築、富士見町・本町地区の地域懇談会への参加、地域ニーズ収集、見守りネット、あいさつ運動への参画
- (5) 東村山市地域福祉活動計画の推進委員会への参加による地域状況や課題の把握
- (6) 東村山市障害者自立支援協議会への参画
- (7) むらやまえん生活相談所における地域住民の相談支援の取組及び各施設との連携
- (8) LSA 事業による本町地区の住民交流促進
- (9) ギャラリースペースの地域開放等、地域住民への資源・機能の還元と近隣小中学校との連携
- (10) 認知症サポーター養成講座等の地域向け講習会開催による地域住民との交流

4 職員研修及び福利厚生

(1) 法人研修

各施設で計画された内部・外部研修の外に、法人として新規採用者向け研修と種別ごとのサービス研究を発表する研修及びワークショップ型のテーマ研修や職種別研修を以下のとおり実施する。

- ① 新任研修（3月）～ 新任採用者及び準ずる職員対象
- ② 新任フォローアップ研修（11月）～ 新任研修受講者を対象

- ③ テーマ研修（11月）
- ④ 福祉サービス研究研修（1月）
- ⑤ 特定職種(看護師・栄養士等)による情報交換を伴う研修（6月・10月）
- ⑥ キャリア促進の研修

職員の資質向上と人材育成から、法人内他種別施設や他法人との交換研修や他法人主催の研修会への参加や各種資格取得を奨励する。

(2) 職員福利厚生 本年度の職員福利厚生事業は、下記により実施。

① 永年勤続者表彰

10年勤続、20年勤続、25年勤続、30年勤続、35年勤続
40年勤続職員の表彰を実施。

② 福利厚生事業の利用

社会福祉法人福祉厚生センター（ソウェルクラブ）及び財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターに加入、職員の福利厚生の上をを図る。

③ 職員のメンタルヘルスケアへの取り組み

法令に基づきストレスチェックを専門業者に委託実施し、産業医事業所の労働環境を整える。ストレスチェックの組織診断レポート結果を職場環境整備に反映する。
心の健康計画の策定と相談体制の周知。

5 情報公開【HP・広報誌】

社会福祉法人には、法人の経営状況や施設状況等を地域社会に情報公開することが使命となっている。村山苑はこの使命をはたすべく、ホームページの開設と広報誌「村山苑だより」の発行を行うことにより情報の開示を行っている。リニューアルしたホームページについては、随時更新し法人の新着情報や採用情報を掲載、他機関との協力体制、リンク先の開拓等を図るとともに、広報誌についても関係諸機関等への配布を行い、法人の活動状況等が閲覧できる環境づくりを構築していく。

ホームページ及び広報誌への掲載内容は次のとおりとする。

(1) ホームページ（随時更新）

- ① 村山苑の沿革
- ② 役員及び組織 定款 役員報酬規程

- ③ 法人経営施設紹介及び行事予定等
- ④ 事業計画及び事業報告
- ⑤ 予算及び決算報告
- ⑥ 法人現況報告
- ⑦ 苦情受付報告等
- ⑧ その他

(2) 広報誌（年3回発行）

- ① 事業計画及び事業報告
- ② 予算及び決算報告
- ③ 法人及び施設の事業・行事等の紹介
- ④ 職員研修の報告
- ⑤ 寄付金等の報告
- ⑥ 永年勤続表彰者、資格取得者等の報告
- ⑦ 寄稿
- ⑧ その他

平成31年度 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1	月 辞令交付式 C-新年度集會	水 [即位の日]	土 村-家族會	月	木	日	1
2	火 村-花見	木 [国民の休日]	日	火	金	月	2
3	水	金祝 [憲法記念日]	月	水	土	火	3
4	木 經營連絡會	土祝 [みどりの日]	火 ③-さつき訪問	木 經營連絡會	日	水	4
5	金	日祝 [こどもの日]	水	金 つ-しいのみお泊り	月	木 經營連絡會	5
6	土 ひ-全体懇談會 ③-ひよし訪問	月 [振替休日]	木 さ-日帰り旅行 經營連絡會 決算理事会	土	火	金	6
7	日	火	金 ほ-お泊り	日祝	水	土	7
8	月	水	土	月	木	日	8
9	火	木 經營連絡會	日	火	金 C-慰勞會	月	9
10	水	金	月	水	土	火	10
11	木	土	火	木	日	水 ハ-清瀬へ入居者引越	11
12	金	日	水	金	月祝	木	12
13	土	月	木	土 ふ-ふじみまつり ほ-夏祭り	火	金	13
14	日 ハ-家族懇談會 ③=ハトホーム訪問	火	金	日	水	土 ③-ほんちょう・ケア訪問 ふ-しいのみお泊り	14
15	月	水	土	月祝	木	日 ハ-敬老のお祝い・家族會 ③-ハトホーム訪問	15
16	火	木	日	火	金	月祝	16
17	水	金 つ-くすのきお泊り	月	水	土	火	17
18	木 經營會議	土	火	木 經營會議	日	水 村・C-震災訓練	18
19	金	日	水 經營會議	金	月	木 經營會議	19
20	土	月	木	土 つ-夏祭り	火	金	20
21	日	火 ③-つぼみ・ふじみ訪問	金 定時評議員會 理事会	日	水	土	21
22	月	水 經營會議	土	月	木	日	22
23	火	木 さ-お楽しみ食事會	日	火	金 理事会 役員施設長合同研修	月祝	23
24	水	金 會計監査人報告 監事監査 ふ-くすのきお泊り	月	水	土	火	24
25	木	土	火 ③-センター・ハトデイ訪問	木 合同納涼祭	日	水	25
26	金 ③-ほんちょう・ケア訪問	日	水 ③-村山荘訪問	金	月	木 ③-つぼみ・ふじみ訪問	26
27	土	月	木 村-一泊旅行	土 ひ-保護者會夏祭り	火	金	27
28	日	火	金	日	水	土	28
29	月祝 [昭和の日]	水	土	月	木	日	29
30	火祝 [退位の日]	木	日	火	金	月	30
31	／	金	／	水	土	／	31

③は、第三者委員の施設訪問

理事会開催予定あり

ひばりが丘自治會夏祭り

理事会開催予定あり

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	火 さー泊旅行	金	日	水祝	土	日	1
2	水	土	月	木休	日	月	2
3	木 村-野外科理会 経営連絡会	日祝	火	金休	月	火	3
4	金	月	水	土	火	③-さつき・ハトデイ訪問	4
5	土 つ-運動会	火 ③-第2ハト訪問	木	日	水	経営連絡会	5
6	日	水	金	月	C-賀詞交換	木	6
7	月 ③-さつき訪問	木 経営連絡会	土	火	金	土	7
8	火	金	日	水	土	日	8
9	水	土	月	木	経営連絡会	日	9
10	木 ③-ひよし訪問	日	火	村-利用者忘年会	金	法人新年会	10
11	金 C-日帰り旅行	月	水	土	火祝	水	11
12	土 ふ-運動会 ほ-運動会	火 法人テーマ別研修	木 経営連絡会	日	水	木	12
13	日	水	金	月祝	木	金	13
14	月祝	木 さーお楽しみ食事会	土	火	金	土	14
15	火	金	日	水	土	日	15
16	水	土	月	木	日	月	16
17	木 経営会議	日	火	金	月	火	17
18	金 ③-村山荘・ハトデイ訪問	月	水	土	火	水	18
19	土 ひ-運動会	火	木	日	水	③-村山荘訪問	19
20	日	水	金	C-慰労会	月	木	20
21	月	木	土	火	金	理事会	21
22	火 [即位礼正殿の儀]	金	日	水	土	日	22
23	水	土祝	月	木	経営会議	日	23
24	木 C-家族見学会、③-セン ター訪問	日	火	金	月	火	24
25	金	月	水	土	火	③-ハト・センター訪問	25
26	土	火	木	日	水	木	26
27	日	水	金	経営会議	月	木	27
28	月	木	土	火	法人福祉サービス研修	金	28
29	火	金	日	水	土	日	29
30	水	土	月	木	③-つぼみ・ふじみ訪問	月	30
31	木	火休	金	金	火	火	31

ふれあいコンサート

市民文化祭

建物設備整備計画		(西暦)	2019	2020	2021	2022	2023
取得年月	施設名	年度	31	32	33	34	35
s46.4 1971	ハトホーム	南館	建物(含外壁)	解体 改築 ~2021.5			
			設備				
s47.3 1972		診療棟					
s51.3		リハビリ棟					
h9.3		北館	建物(含外壁)				
	設備						
		資金積立計画					
s53.2 1978	村山荘	本館	建物(含外壁)	通所事業所 本館移転			
			設備	非常用自家発 電設備			
h5.3 1993		訓練棟	建物(含外壁)				
			設備				
		資金積立計画		10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
s53.2 1978	福祉事業センター	建物(含外壁)	建物(含外壁)				
			設備	非常用自家発 電設備			
		資金計画	5,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
s55.3 1980	ふじみ保育園	建物(含外壁)	建物(含外壁)	40 外壁トップコート			
			設備	厨房エアコン 食堂手洗場修繕			
		資金積立計画	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
s57.3 1982	さつき荘	建物(含外壁)	建物(含外壁)	洗濯場出入口 交換	屋上防水・外壁 塗装	40	
			設備	バスエース交 換		業務用洗濯乾 燥機	
		資金積立計画	6,230,000	6,230,000	6,230,000	6,230,000	16,230,000
h13.8 2001	つばみ保育園	建物(含外壁)	建物(含外壁)	玄関扉修繕 ホール床修繕	外壁防水		
			設備		給排水設備空 調設備等改修		
		資金積立計画	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
h23.2 2011	ほんちょう保育園	建物(含外壁)	建物(含外壁)	駐輪場照明設置		内装改修	外壁防水
			設備				屋根防水
		資金積立計画	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0
h23.2 2011	ほんちょうケアセンター	建物(含外壁)	建物(含外壁)				外壁防水
			設備				
		資金積立計画	0	0	0	0	0
h28.4 譲渡 2016	ひよし保育園	建物(内装)	建物(内装)	床コーティング			
			設備				
		資金積立計画	0	0	0	0	0

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
36	37	38	39	40	41	42	備考
							h9躯体以外の改修
							h24一部外壁
改築計画							h20外壁防水 h22耐震診断
							h17.給排水 h18居室
							h19外壁屋根改修
							h19ELV増築
改築計画～単体							h20外壁防水 h22耐震診断
							h17.給排水
				改築			h15外壁防水 h23耐震診断
20,000,000	20,000,000	20,000,000					
						改築	h21外壁防水
							h22居室改修
16,230,000	16,230,000	16,230,000					
							h24外壁防水
	内部改修						
20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000			
20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	

社会福祉法人村山苑 倫理綱領

社会福祉法人村山苑は、法人の基本理念の具現化と福祉関連法令を遵守するとともに、その専門的な役割を自覚し、自らの使命を果たすよう努めます。

1. 基本的使命

私たちは、社会福祉の原理・原則の下、利用するすべての人の安心、安全な生活の保障及び地域に根ざした福祉活動を実践することを使命とします。

2. 社会規範の遵守

私たちは、関連法令並びに社会生活を営む上での社会的規範を遵守します。

3. 情報公開

私たちは、社会福祉活動に関する情報を適切に公開します。

4. 環境対応

私たちは、利用するすべての人に対して、より良い福祉サービスを提供するため、環境の問題について社会と責任を共有し実行します。

5. 社会貢献

私たちは、公共益に資する活動として、社会福祉法人としての継続的な事業運営を行うとともに、地域社会の一員として、積極的に社会貢献活動を行います。

6. 就業環境の整備

私たちは、全ての職員がその能力を発揮できるように就業環境の整備に努め、働きやすい職場環境をつくります。

7. 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固たる態度をとります。

8. 公私の分別

私たちは、公私の分別を明確にして、利用するすべての人からの信用失墜及び法人財産の不正使用、損失を防ぎます。

9. 組織倫理の徹底

経営者及び管理者は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、法人全体に周知徹底します。また、法人内外の声を常時把握し、意志疎通を深め、実効のある法人体制整備を行うとともに、組織倫理の徹底を図ります。

10. 問題解決

本綱領に反する事態が発生したときには、経営者及び管理者自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、その事実関係を明確にし、原因の究明と再発の防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、社会にも十分理解される形で事態の解決を図り、権限と責任を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行います。

社会福祉法人村山苑 行動規範

私たち社会福祉法人村山苑は、法人の倫理綱領に基づき本行動規範を定め、基本理念とする「福祉サービスを必要とするすべての人々に対し、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢及び心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことのできる福祉サービスの提供」の実現を目指します。

1.個人の尊厳

私たちは、利用するすべての人の生命・身体の安全及び自由に対する権利を最大限に尊重し、利用するすべての人一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2.人権の尊重

私たちは、利用するすべての人に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言はもとより、直接・間接を問わず、利用するすべての人に身体的および精神的な苦痛を与える行為は行いません。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用するすべての人の人権を守るため毅然と対応します。

3.安心・安全な暮らしの提供

私たちは、利用するすべての人一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊び、励ましと称賛を忘れず、利用するすべての人が安心・安全な生活と誇りを持てる環境を利用するすべての人とともにつくります。

4.自己選択・自己決定権の尊重

私たちは、利用するすべての人に積極的に情報を提供し、自らが選択、決定したことを尊重し、行動できるように対応します。

5.満足度の高いサービスの提供

私たちは、援助者・支援者であるという専門職としての意識を持ち、利用者本位の福祉サービスを提供するとともに、利用するすべての人の財産を守り、それらの権利がおかさ

れることを防ぎます。また、利用するすべての人のプライバシーの保護に努め、福祉サービスの遂行に際して得た個人情報、守秘義務を遵守し、みだりに漏洩することなく適正に管理します。

6.社会参加の推進

私たちは、利用するすべての人の市民としての権利を守るとともに、地域の中で地域社会の成員としての役割を担い、社会資源の活用等を通じて、利用するすべての人の社会参加の支援及び地域の人々や関係機関とのネットワークづくりなど、地域福祉の向上に努めます。

7.専門的な支援

私たちは、援助者として必要な専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、常に自らの人間性や専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

8.組織倫理の徹底及び実践

私たちは、組織における倫理的行動の徹底及び実践を図ることにより、法人の持続・発展に寄与します。